

## プロとしての情報提供とは？ ～夏時間とは知らなかつた～

梅雨入り前の気持ち

# 消費者相談室

お客様の満足度向上を目指して

ハイ  
こちら



### 解決に向けての指針 ＜オーストラリアの夏時間事情＞

議論が広く行なわれたことは記憶に新しいことですが、現在の私たちは通年変わらぬ時間制度の中で生活しています。

しかし海外に目を向けると、現在約70カ国がこの制度を採用しています。冬時間から夏時間への変更時期は、国や地域によつてまちまちですが、3月から4月初めの時期がちょうど移行期にあるため、当相談室には「夏時間」に関する相談が複数件入りました。

そこで今回は「夏時間（サマータイム／デイライトセービングタイム（DST））のトラブル事例について」紹介します。

### 申し出内容はこうです

新婚旅行でオーストラリアに行きました。2名催行のツアード、現地係員が各地でお世話をしてくれました。復路、ハミルトン／brisban／シドニーと乗り継いで日本へ帰国するにあたり、シドニー空港で搭乗予定便に乗り

遅れてしまいました。ハミルトン空港では現地係員から日本までの全ての搭乗券を渡されました。シドニーが夏時間を利用している旨の案内はありませんでした。申し込みをした旅行会社の窓口でも案内はなく、最終日程表でも記載はなかったので、まさか途中の乗継空港が突然1時間早くなっているとは思いもしませんでした。このような大切な情報は旅行会社が案内すべきではないでしょうか。

旅行业の契約規則第3条「取引条件の説明」には企画旅行契約を締結するにあたり旅行会社が消費者に説明しなければならない事項が定められています。今回取り上げた事例は、条文では具体的に定められており説明事項ではないとはいえ、お客様が円滑に旅行をするためには必要な情報と言えるでしょう。

旅行业会社を通さずとも自由に海外旅行が出来る時代にあって旅行会社に申し込む消費者の期待にどこまでプロとして応えられるかは各社の営業判断にもなるため、難しい課題だと思いました。

北半球における夏時間の終了は9月末から11月初めにかけて各地域によりさまざまです。この移行期に旅行するお客様に対して、もういちどお客様の目線に立ったご案内をしていただけるよう今回の事例が参考になれば幸いです。ひと手間を惜しんだために帰国後の苦情に大変な労力だけでなく金銭的な負担も発生する場合がありますので。

（高林）



例はいずれもウエブだけで契約が完結する方法での申込みではなく、前者は店舗で申し込んだ募集型企画旅行契約、後者も電話やメールで旅行会社の社員がコンサルタントを行なった上で契約した受注型企画旅行契約でした。